

■普通自動車・軽自動車（4輪）の変更手続き

次のような場合には、運輸支局や軽自動車検査協会での手続きが必要になります。

手続きをしないと自動車税種別割・軽自動車税種別割の納税通知書が届かない、手放した自動車・軽自動車の納税通知書が届いたなどのトラブルの原因になります。

	普通自動車等	軽自動車(4輪のみ)
住所や氏名が変わった時 (主な必要書類)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 自動車検査証 3 住民票等(住所が変わった場合) 4 戸籍謄本等(氏名等が変わった場合) 5 委任状(代理人が申請する場合) 6 自動車保管場所証明書(発行後1ヶ月以内) 7 自動車税申告書 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査記入申請書(OCRシート) 2 自動車検査証 3 使用者の住所を証する書面 (個人は住民票又は印鑑証明書、法人は商業登記簿抄本若しくは登記事項証明書又は印鑑証明書等、いずれも発行3ヶ月以内のもので、これらのコピーでも可) 4 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書 5 ナンバープレート(同じ管轄であれば不要) 6 軽自動車税申告書
車を売買、譲渡した時 (主な必要書類)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 自動車検査証 3 旧所有者の必要なもの ①譲渡証明書(実印を押印) ②印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) ③実印(本人が申請する場合) 又は委任状(代理人が申請する場合) ④住民票等(住所が変わった場合) ⑤戸籍謄本等(氏名等が変わった場合) 4 新所有者の必要なもの ①印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) ②実印(所有者本人が申請する場合) 又は委任状(代理人が申請する場合) ③自動車保管場所証明書(発行後1ヶ月以内) 5 自動車税申告書 	
車を一時使用中止した時、廃車・解体した時 (主な必要書類)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 自動車検査証 3 ナンバープレート 4 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) 5 実印(本人が申請する場合) 又は委任状(代理人が申請する場合) 6 解体に係る移動報告番号・解体報告日 (解体の届出の場合) 7 住民票等(住所が変わった場合) 8 戸籍謄本等(氏名等が変わった場合) 9 自動車税申告書 	<p>◆返納届(一時使用中止)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査証返納証明書交付申請書(OCRシート) 2 自動車検査証 3 ナンバープレート 4 手数料(350円) 5 軽自動車税申告書 <p>◆返納届(一時使用中止)後の解体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解体届出書(OCRシート) 2 リサイクル券の番号 <p>* 解体届は、解体事業者が車両解体後、リサイクルセンターへ解体の報告をした日から4営業日以降に申請手続。但し、金曜日が解体報告日の場合は、来週(月曜日)からの4営業日以降。</p>
登録・届出先	奈良運輸支局 登録部門 TEL: 050-5540-2063	軽自動車検査協会 奈良事務所 TEL: 050-3816-1845 http://www.keikenkyo.or.jp/ (ホームページ)

※手続きの内容によっては、他にも書類が必要となります。

詳しくは上記の登録・届出先までお問い合わせください。

※税金についてのお問い合わせ

- ・自動車税・軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割については、自動車税事務所(P60参照)まで
- ・軽自動車税種別割については、市役所・町村役場(P58参照)まで